

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	平成27年9月3日 第24号
件 名	「宅地造成擁壁工事」に関する請願
請 願 者	文京区小日向三丁目8番7号 大古三雄 外3名
紹介議員	浅田保雄 板倉美千代
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建設委員会

請願理由

私たちは小日向3丁目6番地の近隣に居住する区民です。

この地は東西に走る2本の道路に挟まれた土地で、およそ25mの幅で高低差約5mの傾斜地が50m余り続く地形に沿った一種住専の宅地です。そこには20余の家屋が上下2列、南側と北側と段差を作りその段上に2列の建物が連なり、南北それぞれの道に面して調和した傾斜地の居住地を作っています。

この度、この上下2列の南側に建てられていた秋田書店倉庫と、北側に建てられていた家屋が取り壊され、上下を一つとした宅地造成が計画されています。

この計画は下の北側道路に沿って高さ5.5m、長さ25mの擁壁等を作り、その擁壁と南側道路の間に生まれる斜面地上部に、南側の地表レベルまで町外から土砂1300 m^3 を運びこみ、4.6mの盛土を行い埋め立て、斜面地の上に新しい平地を生み出すものです。

小日向の住宅地の中で、開発行為に等しいこの計画が『土地面積500 m^2 以上で0.3m以上の盛土を規制する』都市計画法（「道路廃止、道路拡幅及び盛土に係る運用指針」第4条 盛土）に満たない430 m^2 の広さのためその規制を逃れ、また、300 m^2 以上の建築前提の宅地開発からは、宅地造成のみの申請のため、その「宅地開発並びに中高層建築物等の建設に関する指導要綱」の指導を受けず、防災上、対策が必要とされる可能性がある高さ5mの擁壁建設がなされようとしています。

これは都市計画、住宅環境、防災施策等の視点を踏まえた法令、指導の空白部分によるもので、規制する条例や要綱がないためです。区民生活の倫理基盤を揺るがし、かつ斜面地の多い文京区の土木、都市計画の健全な施政に及ぼす影響は本件のみならず、区内に同様のことが生じないように以下の請願をするものです。

なお、本請願についての署名活動では、1120名の賛同署名が集まりました。

（署名は8/19に都市計画部住環境課に提出済み）

請願事項

- 1 都市計画法の開発行為に匹敵する造成計画への適切な行政指導を求めます。
- 2 宅地開発並びに盛土擁壁工事に関する規制を強化する方策の検討を区に求めます。